

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

24件 不当金額(支出) 7億9938万円
(前年度 24件 2億2426万円)

1 交付金の概要

国民健康保険(前掲71ページ参照)の財政調整交付金は、国民健康保険法に基づき、都道府県及び当該都道府県内の市町村(特別区等を含む。)の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため(平成29年度以前は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため)^(注1)に交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等(29年度以前は普通調整交付金と特別調整交付金)がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」)に満たない都道府県(29年度以前は市町村)^(注2)に対して交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」)、後期高齢者支援金等^(注3)に係るもの(以下「後期分」)及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」)の合計額が交付されている。普通調整交付金の額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県(29年度以前は当該市町村)の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、都道府県に対して交付されている普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村(29年度以前は市町村)の特別の事情を考慮して都道府県(29年度以前は当該市町村)に対して交付されるもので、結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金(以下「結核・精神病特別交付金」)等がある。そして、都道府県に対して交付されている特別調整交付金は、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されており、都道府県は、市町村分として交付された額と同額を当該市町村に対して交付している。

(注1) 国は、平成29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して財政調整交付金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付している。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

2 検査の結果^(注4)

9府県の23市町において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金計7億9938万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである(上記23市町のうち4市町については事態の態様が重複している。)

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

調整対象需要額は、本来保険料(保険税を含む。)で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給

に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

3府県の5市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費等を過大に算定したり、国庫補助金等を過小に算定したりしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計4億7894万円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者(医療分及び後期分)又は介護納付金賦課被保険者(介護分)の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分の応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

1県の2市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計5776万円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、29年度以前の結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」)の占める割合(以下「結核・精神病負担額割合」)が15/100を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾患又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾患又は精神病が主要疾患であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっている。

そして、29年度以前の結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から15/100を控除して得た割合を乗じて得た額の8/10以内の額とすることとなっている。

3県の5市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計2億0455万円が過大に交付されていた。

上記のほか、5府県の12市町は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる保険料調定総額や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金^(注5)3902万円、非自発的失業財政負担増特別交付金^(注6)1179万円、被扶養者減免特別交付金^(注7)480万円、20歳未満被保険者財政負担増特別交付金^(注8)249万円、計5812万円が過大に算定されていた。

(注4) 9府県の23市町 30年度の財政調整交付金が過大に交付されていた1県の1市及び26年度から29年度までの間に財政調整交付金が過大に交付されていた9府県の23市町の純計

(注5) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置に要した費用がある場合に交付される交付金

(注8) 20歳未満被保険者財政負担増特別交付金 20歳未満の被保険者が多いことによる財政への影響がある場合に交付される交付金

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
厚生労働本省	山口県	宇部市 (事業主体)	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付金 等)	平成 30	円 613万	円 325万	一般被保険者に係る 保険料調定総額を過 大に算定していたも のなど
青森県	弘前市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付 金)	29	1693万	1226万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る保険料調定総額を 過小に算定していた もの
同	黒石市 (事業主体)	-	同	29	425万	333万	同
同	三戸郡 南部町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金)	26	161万	126万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた もの
岩手県	下閉伊郡 岩泉町 (事業主体)	-	普通調整交付 金、特別調整交 付金(結核・精 神病特別交付 金)	29	9774万	636万	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
千葉県	我孫子市 (事業主体)	-	普通調整交付金	28	3億7671万	1084万	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
滋賀県	草津市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付金 等)	26～28	1673万	477万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る保険料調定総額を 過小に算定していた ものなど
同	高島市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付 金)	27、28	466万	266万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた もの
大阪府	泉大津市 (事業主体)	-	普通調整交付金	27	6億5865万	7917万	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
同	貝塚市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金)	28、29	1028万	339万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた もの
同	柏原市 (事業主体)	-	同	29	498万	119万	同
同	高石市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (被扶養者減免 特別交付金)	26、27	879万	480万	被用者保険の被保険 者の被扶養者であつ た者に係る保険料の 減免額を過大に算定 していたもの
同	泉南市 (事業主体)	-	普通調整交付金	27～29	25億6288万	3億8145万	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
同	四條畷市 (事業主体)	-	同	28、29	8億3238万	189万	同
同	南河内郡 太子町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金等)	26～29	538万	281万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた ものなど
山口県	宇部市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付金 等)	27～29	2403万	1407万	一般被保険者に係る 保険料調定総額を過 大に算定していたも のなど

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
山口県	柳井市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (結核・精神病 特別交付金)	平成 29	2億0809万 円	547万 円	結核性疾病又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
愛媛県	松山市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (20歳未満被保険者財政負担増 特別交付金)	29	1275万	249万	20歳未満の一般被保険者数を過大に算定していたもの
同	伊予郡 松前町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金)	28、29	221万	178万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
長崎県	五島市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (結核・精神病 特別交付金)	26、27	11億5513万	2372万	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
同	南島原市 (事業主体)	-	同	26、27	19億5283万	9490万	同
同	南松浦郡 新上五島町 (事業主体)	-	同	26、27	5億8095万	7966万	同
沖縄県	浦添市 (事業主体)	-	普通調整交付金	28	14億1850万	4568万	調整対象収入額を過小に算定していたもの
同	中頭郡 北谷町 (事業主体)	-	同	28	4億3287万	1207万	同
計	23事業主体				103億9558万	7億9938万	